規則第８号様式（第１３条関係）

事業報告書等提出書

２０１８年１２月２６日

三重県知事　様

主たる事務所の所在地　三重県津市垂水１３８９－１
特定非営利活動法人の名称　特定非営利活動法人もりずむ
代表者氏名　理事長　藤﨑　昇
（電話番号）090-5458-6898

下記のとおり前事業年度（~~2015~~ 2017年10月１日から~~2016~~ 2018年９月30日まで）の事業報告書等を、特定非営利活動促進法第２９条（同法第５２条第１項（同法第６２条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、提出します。

記

1　前事業年度の事業報告書
2　前事業年度の活動計算書
3　前事業年度の貸借対照表
4　前事業年度の財産目録
5　前事業年度の年間役員名簿
6　前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

受付
第　　号
30. 12. 27
環境生活部

平成２９（２０１７）年度　事業報告書

(2017年10月1日～2018年9月30日)

特定非営利活動法人もりずむ

1　事業の成果

今年度は設立６年目を迎えて、収入の安定化・平準化を目指して、主軸事業「もりずむの木」の売上回復を中心として事業展開を進めた。顧客ならびに受注量を増やすべく県外営業に励み、愛知、静岡、東京に顧客を獲得した。また、これまでの構造材に加えて床板などの在庫を本格的に開始、デッキ板、マンションなどのリフォーム向けのモルダー加工板の受注を増やすことができた。また、屋根付きストックヤードを拡大して在庫時の保管状態の改善を図った。
その結果、昨年度半減していた「もりずむの木」の受注額を従来程度まで回復できた。

■売上げ実績の経緯：

事業	H29 (2017)	H28 (2016)	H27 (2015)	H26 (2014)	H25 (2013)	H24 (2012)
もりずむの木	20. 467, 294	8, 269, 260	17, 382, 941	13, 710, 989	23, 709, 176	15, 376, 526
木工品	824, 315	1, 956, 487	1, 132, 907	772, 191	803, 272	81, 706
イベント	96, 802	387, 546	939, 434	427, 534	235, 722	273, 528
木材利用ポイント	－	－	4, 107, 600	3, 198, 300	756, 300	－
セブンの森（美里水源の森）	503, 087	404, 026	361, 906	730, 771	147, 958	668, 000
もりずむのマキ	2, 239, 256	2, 185, 219	390, 883			
多面的機能発揮対策事業	154, 825	648, 000	2, 099, 311	－	－	－
農事部（茶＋米）	133, 825	118, 500	－	－	－	－
その他	923, 904	354, 314				
合計	25, 224, 562	14, 346, 367	26, 414, 982	19, 048, 255	25, 652, 428	16, 399, 760

※税込み金額

2　事業の実施に関する事項

(1)　特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額（千円）
もりずむの木	付加価値を高めた天然乾燥木材の素材生産・製材・販売	随時	美杉町等の山林で生産	6名	22棟	19,266
セブンの森（美里水源の森）	津市市有林の一部(1.16ha)を利用した「企業の森」の保育管理、イベント企画運営	H29.10.14 H30.3.24	津市美里町	5名	182名	326
木工品製造・販売	木材の普及啓蒙および端材の有効利用	随時	道の駅、ﾎﾃﾙ等	4名	多数（購入者）	1,053
もりずむのマキ・薪製造販売	不用木の有効利用、零細山林所有者および地域商店の支援	定期開催	木の駅白山	3名	22名 ＋4店舗	2,509
各種イベントへの参加	森林・木材の普及啓蒙活動および木工品販売	随時	県内	2名	多数（来場者）	45
農事部（米、お茶）	里山周辺の田畑の持続管理を目指して自然農法による米とお茶づくり	随時	津市美杉町	6名	15名	468

平成２９（２０１７）年度　貸借対照表

２０１８年９月３０日現在

特定非営利活動法人もりずむ

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 資産の部			
１．流動資産			
現金	259,053		
預金（百五）	2,539,002		
預金（楽天）	112,066		
預金（東海ろうきん）	1,153,733		
預金（JAやまゆり）	92,048		
預金（JA津中央）	102,823		
預金（ゆうちょ）	15,146		
売掛金	0		
商品	1,307,698		
仮払い消費税	0		
流動資産合計		5,581,569	
２．固定資産			
（1） 有形固定資産			
林業機械（架線集材機）	1		
車両運搬具（リフト：もりずむの木）	1		
車両運搬具（リフト：もりずむのマキ）	1		
林業機械（薪割り機）	94,000		
什器備品	0		
有形固定資産計	94,003		
（2） 無形固定資産			
ソフトウェア	0		
無形固定資産計	0		
（3） 投資その他の資産			
敷金	0		
特定資産	0		
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		94,003	
資産合計			5,675,572
Ⅱ 負債の部			
１．流動負債			
買掛金	0		
未払金	1,102,510		
預り金	73,810		
納税充当金	0		
借入金	1,010,000		
流動負債合計		2,186,320	
２．固定負債			
長期借入金	5,612,000		
退職給付引当金	0		
固定負債合計		5,612,000	
負債合計			7,798,320
Ⅲ 正味財産の部			
前期繰越正味財産		-2,776,956	
当期正味財産増減額		654,208	
正味財産合計			-2,122,748
負債及び正味財産合計			5,675,572

平成２９（２０１７）年度　活動計算書

2017年10月1日から2018年9月30日まで

特定非営利活動法人もりずむ

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1．受取会費			
正会員受取会費	60,000		
		60,000	
2．受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
		0	
3．受取助成金等			
受取民間助成金	1,077,699		
公的補助金	706,900		
		1,784,599	
4．事業収益			
事業収益	25,224,562	25,224,562	
5．その他収益			
受取利息	27	27	
雑収益	9,096	9,096	
経常収益計			27,078,284
Ⅱ 経常費用			
1．事業費			
(1) 材料原価			
期首棚卸高合計 A	2,070,735		
材料仕入れ高 B	14,002,011		
期末棚卸高合計 C	1,307,698		
材料原価　集計 = A+B−C	14,765,048		
(2) 人件費	2,398,869		
人件費計	2,398,869		
(3) その他経費			
＜製造製品原価＞			
加工外注費	157,143		
納品委託費	0		
消耗品費	482,566		
車両費	807,748		
修繕費	0		
倉庫賃借料			
振込手数料	19,383		
リフト軽油費	50,338		
法定福利費			

旅費交通費	321,109		
通信費	62,811		
荷造り運賃費	26,291		
広告宣伝費			
交際費	135,295		
会議費	234,438		
備品費	0		
水道光熱費	52,993		
新聞図書費	6,757		
租税公課	51,200		
支払い手数料	0		
諸会費	114,980		
賃貸料	820,000		
保険料	154,661		
外注費	3,709,703		
減価償却費(林業機械)	0		
減価償却費(リフト:もりずむの木)	0		
減価償却費(リフト:もりずむのマキ)	0		
減価償却費(薪割機)	94,000		
雑費	28,380		
地域通貨券白山もり券回収	209,000		
その他経費計	7,538,796		
事業費計		24,702,713	
2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	1,200,000		
人件費計	1,200,000		
(2) その他経費			
車両費1	140,426		
支払利息	77,313		
その他経費計	217,739		
管理費計		1,417,739	
経常費用計			26,120,452
当期経常増減額			957,832
Ⅲ 経常外収益			
固定資産売却益	0		
過年度損益修正益	87,817		
経常外収益計		87,817	
Ⅳ 経常外費用			
1.過年度損益修正損	391,441		
		391,441	
経常外費用計			
当期正味財産増減額			654,208
前期繰越正味財産額			-2,776,956
次期繰越正味財産額			-2,122,748

計算書類の注記

1．重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日　2011年11月20日一部改正NPO法人会計基準協議会）によっています。

（1） 棚卸資産の評価基準及び評価方法

（2） 固定資産の減価償却の方法：定額法による。

（3） 引当金の計上基準

（4） 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

（5） ボランティアによる役務の提供

（6） 消費税等の会計処理：税込み方式によっています。

2．事業別損益の状況

科目	もりずむの木	木工品販売（積み木、ｵｶﾘﾅ含む）	もりずむのマキ（薪PJ）	美里水源の森（ｾﾌﾞﾝの森）	各種イベント	農事部（米＋茶）	管理部門	合計
Ⅰ　経常収益								
(1) 事業収益	20,467,294	705,569	2,239,256	503,087	96,802	133,825	1,078,729	25,224,562
(2) 会費	-	-	-	-	-	-	60,000	60,000
(3) 寄付	-	-	-	-	-	-	0	0
(4) 受取助成金、補助金	80,000	0	406,900	0	0	0	1,297,699	1,784,599
(6) 受取利息	0	0	0	0	0	0	27	27
(7) 雑収入	0	0	0	0	0	0	9,096	9,096
(8) その他	-	-	-	-	-	-		0
経常収益計	20,547,294	705,569	2,646,156	503,087	96,802	133,825	2,445,551	27,078,284
Ⅱ　経常費用								
(1) 人件費（給与）	1,259,582	872,550	167,534	0	23,860	0	75,343	2,398,869
人件費（役員報酬）	566,674	29,514	68,413	35,174	0	148,054	352,171	1,200,000
人件費計	1,826,256	902,064	235,947	35,174	23,860	148,054	427,514	3,598,869
(2) その他経費								
期首製品・商品棚卸高	2,070,735	-	-	-	-	-	-	2,070,735
仕入れ	13,543,456	458,555	0	0	0	0	-	14,002,011
期末製品・商品棚卸高	1,307,698	0	0	0	0	0	0	1,307,698
材料原価	14,306,493	458,555	0	0	0	0	0	14,765,048
減価償却費（林業機械、ﾘﾌﾄ）	0	-	94,000	-	-	-	-	94,000
支払利息	77,313	0	0	0	0			77,313
事業費＋管理費	3,135,915	219,694	2,423,677	296,648	20,855	366,804	912,629	7,376,222
地域通貨券	-	-	209,000	-	-	-	-	209,000
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
その他経費計	17,519,721	678,249	2,726,677	296,648	20,855	366,804	912,629	22,521,583
経常費用計	19,345,977	1,580,313	2,962,624	331,822	44,715	514,858	1,340,143	26,120,452
当期経常増減額	1,201,317	-874,744	-316,468	171,265	52,087	-381,033	1,105,408	957,832

3．施設の提供等の物的サービスの受入の内訳

（単位：円）

内容	金額	算定方法
	0	

4．活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳

（単位：円）

内容	金額	算定方法
	0	

5．使途等が制約された寄附金等の内訳

H29年度「緑と水の森林ファンド」は、「もりずむのマキ」事業の活動支援にいただきました。マキストックヤードの屋根設置などに利用させていただきました。「2017年度三重の木助成金」は、「もりずむの木」事業への活動支援として使わせていただきました。「2018年度継続助成プロジェクト」は、もりずむ活動全般についての支援です。鹿追犬、木工品展示コーナー設置の立ち上げ資金として有効に使わせていただきました。

（単位：円）

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
H29年度「緑と水の森林ファンド」	200,000	0	200,000	0	公益社団法人「国土緑化推進機構」
2017年度「三重の木」助成金	0	80,000	80,000	0	三重県木材協同組合連合会
「2018年度継続助成プロジェクト」	0	997,699	500,000	497,699	セブン-イレブン記念財団
合計	200,000	1,077,699	780,000	497,699	

6. 固定資産の増減内訳

（単位：円）

科目	期首取得価額	取得	減価償却費	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
林業機械（架線集材機）	1	5,351,514	0	1	△ 5,351,513	1
車両運搬具（ﾘﾌﾄ：もりずむの木）	1	200,000	0	1	△ 199,999	1
車両運搬具（ﾘﾌﾄ：もりずむのﾏｷ）	1	150,000	0	1	△ 149,999	1
林業機械　（薪割機）	188,000	470,000	△ 94,000	94,000	△ 376,000	94,000
無形固定資産	0	0	0	0	0	0
投資その他の資産	0	0	0	0	0	0
合計	188,003	6,171,514	△ 94,000	94,003	△ 6,077,511	94,003

7．借入金の増減内訳

（単位：円）

科目	期首残高	当期借入	返済累計	期末残高
借入金（日本政策金融公庫）	6,997,534	0	1,385,534	5,612,000
借入金（藤崎昇個人）	510,000	500,000	0	1,010,000
合計	7,507,534	500,000	1,385,534	6,622,000

8．役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

（単位：円）

科目	計算書類に計上された金額	内役員及び近親者との取引
（活動計算書）		
材料仕入れ	14,002,011	5,672,568
外注費	3,709,703	2,247,018
活動計算書計	17,711,714	7,919,586
（貸借対照表）		
未払金	926,288	499,656
借入金	6,622,000	695,498
貸借対照表計	7,548,288	1,195,154

9．その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

・事業費と管理費の按分方法

各事業の経費および事業費と管理費に共通する経費のうち、役員報酬については従事時間に基づき按分しています。

平成２９（２０１７）年度　財産目録

２０１８年９月３０日現在

特定非営利活動法人もりずむ

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ　資産の部			
１．流動資産			
現金	259,053		
預金（百五）	2,539,002		
預金（楽天）	112,066		
預金（東海ろうきん）	1,153,733		
預金（JAやまゆり）	92,048		
預金（JA津中央）	102,823		
預金（ゆうちょ）	15,146		
売掛金	0		
商品	1,307,698		
仮払い消費税	0		
流動資産合計		5,581,569	
２．固定資産			
（1）有形固定資産			
林業機械（架線集材機）	1		
車両運搬具（リフト：もりずむの木）	1		
車両運搬具（リフト：もりずむのマキ）	1		
林業機械（薪割り機）	94,000		
什器備品	0		
有形固定資産計	94,003		
（2）無形固定資産			
ソフトウェア	0		
無形固定資産計	0		
（3）投資その他の資産			
敷金	0		
特定資産	0		
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		94,003	
資産合計			5,675,572
Ⅱ　負債の部			
１．流動負債			
買掛金	0		
未払金	1,102,510		
預り金	73,810		
納税充当金	0		
借入金	1,010,000		
流動負債合計		2,186,320	
２．固定負債			
長期借入金	5,612,000		
退職給付引当金	0		
固定負債合計		5,612,000	
負債合計			7,798,320
Ⅲ　正味財産の部			
前期繰越正味財産		-2,776,956	
当期正味財産増減額		654,208	
正味財産合計			-2,122,748
負債及び正味財産合計			5,675,572

前事業年度の年間役員名簿

2017年10月1日 ～2018年9月30日まで

特定非営利活動法人もりずむ

役　名	氏　　名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	藤﨑昇	津市垂水1389-1	2016年10月1日 ～ 2018年9月30日	2017年 10月1日 ～ 2018年 9月30日
副理事長	三浦妃己郎	津市美杉町丹生俣397	2016年10月1日 ～ 2018年9月30日	無し
監事	柳田国男	津市栗真町屋町112 西浜ハイツ1-F	2016年10月1日 ～ 2018年9月30日	無し

役員名簿

特定非営利活動法人もりずむ

役職名	(フリガナ) 氏　名	生年月日	住所、電話	職業	資格等	専任
理事長	(フジサキノボル) 藤﨑 昇	1959. 1. 18	津市垂水１３８９番地１ HP 090-5458-6898	専任	一級建築士、 一級土木施工管理技士、 一級造園施工管理技士、 林業技士	専任
副理事長	(ミウラキミオ) 三浦妃己郎	1966. 10. 28	津市美杉町丹生俣３９７番地 TEL 059-275-0609	林業 [三浦林商代表]	林業技士 森林施業プランナー	－
副理事長	(ミズマチタケオ) 水町丈雄	1975. 2. 12	津市美里町高座原４５１番地 TEL 059-279-3375	専従職員	みさと放課後子供教室 「タッピーの巣」代表	専任
監事	(ヤナギダクニオ) 柳田国男	1965. 8. 25	津市栗真町屋町１１２番地 西浜ハイツ１-F TEL 059-233-1511	林業 [熊鷹代表]	樹木医	－

※就任期間：2018～2019 年度(2018.10.1～2020.9.30)

前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿

2017年9月30日現在

特定非営利活動法人もりずむ

氏　　名	住所又は居所
青木　幹男	〒515-1107 三重県松阪市阪内町２３２４
織田　拓	〒515-3312 三重県津市美杉町上多気１８００
清水　正義	〒511-0867 三重県桑名市陽だまりの丘七丁目１００５番地
鈴鹿木材株式会社 代表取締役社長 森　啓介	〒510-0264 三重県鈴鹿市徳居町４６－２
樋口　広	〒515-3533 三重県津市美杉町石名原３５３７
福本　悦子	〒511-0222 三重県鈴鹿市若松西６－２０－２６
藤﨑　昇	〒514-0821 三重県津市垂水１３８９番地１
松本　尚子	〒510-0207 三重県鈴鹿市稲生塩屋２－１１－２８
丸一木材 代表　松谷　美通	〒514-2204 三重県津市芸濃町雲林院２４８
三浦　妃己郎	〒525-3313 三重県津市美杉町丹生俣３９７番地
水町　丈雄	〒514-2101 三重県津市美里町高座原４５１番地
柳田　国男	〒514-0102 三重県津市栗真町屋町１１２番地 西浜ハイツ１－Ｆ
山田　史恵	〒515-2602　三重県津市白山町二本木１００１－４５０
木村寿志	〒515-3421　三重県津市美杉町八知９１７１

（五十音順）

特定非営利活動法人もりずむ

年次総会議事録

○　日　時　　２０１８年１２月１日（土）18:30～20:30
○　場　所　　津市白山総合文化センター・研修室(2)
○　出席者数　　１４名（うち書面表決者３名）

○　議長の選任に関する事項
特定非営利活動法人もりずむの総会開催に当り議長を藤崎昇を選出した。

○　審議事項
・第１号議案：平成 29 年度事業報告
・ 第２号議案：平成 30 年度事業計画
・ 第３号議案：NPO 法改定に伴う定款の変更「告示方法」について
・ 第４号議案：役員改選

○　議事の経過の概要及び議決の結果
・第１号議案：平成 29 年度事業報告
議長から事業報告を説明し、満場一致を持って承認、議決した。

・ 第２号議案：平成 30 年度事業計画
議長から事業計画を説明し、満場一致を持って承認、議決した。

・ 第３号議案：NPO 法改定に伴う定款の変更「告示方法」について
議長から定款の変更案「第５５条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報等に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。」を説明し、満場一致を持って承認、議決した。

・ 第４号議案：役員改選
議長から下記の案を提案し、満場一致を持って承認、議決した。
(理事長)　　藤崎昇（留任）
(副理事長)　三浦妃己郎（留任）
(副理事長)　水町丈雄（新規）
(監事)　　柳田国男（留任）
※就任期間（２年）：2018.10 月 1 日～2020.9 月 30 日

○　議事録署名人の選任に関する事項
議長から議事録署名人を指名したい旨を述べたところ全員異議なく賛成したので、議長は、三浦妃己郎及び水町丈雄を議事録署名人として指名した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は下記に署名、押印する。

２０１８年１２月１日

議長　藤﨑　昇　印

議事録署名人　三浦妃己郎　印

同　水町文雄　印

特定非営利活動法人もりずむ　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人もりずむ　という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を三重県津市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、著しく産業が衰退・低迷する中山間地域において、付加価値を高めた木材の製造・販売を基軸とし、林業体験イベント、バイオマス利用、耐震診断・リフォーム等を組み合わせた複合的事業を行って持続可能な林業を目指すとともに、安全な無垢の木材を普及させ、もって森林の保全、中山間地域の産業振興ならびに安全、安心、快適な暮らしに寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（１）保健、医療又は福祉の増進を図る活動
（２）観光の振興を図る活動
（３）農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
（４）環境の保全を図る活動
（５）職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
（６）地域防災活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

（１）付加価値を高めた天然乾燥材による素材生産、製材、販売事業
（２）森林施業、製材、木工等の参加体験イベント事業
（３）耐震診断・補修、バリアフリー修繕等のリフォーム事業
（４）バイオマス利用促進事業
（５）森林施業、間伐事業補助申請等の支援事業
（６）立木評価、施業計画、乾燥及び製材方法、建築提案等のコンサルティング事業
（７）森林及び森林資源利用、木材特性等の調査、研究事業
（８）前各号に付帯する一切の業務

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって法上の社員とする。

（１）正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体、法人
（２）賛助会員　この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体、法人

（入会）
第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。
２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに，理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）
第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（１）退会届の提出をしたとき。
（２）本人が死亡し、又は団体が消滅したとき。
（３）継続して６ヶ月以上会費を滞納したとき。
（４）除名されたとき。

（退会）
第１０条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）
第１１条　会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
（１）この定款等に違反したとき。
（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）
第１２条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第４章　役員

（種別及び定数）
第１３条　この法人に、次の役員を置く。
（１）理事　３人以上９人以内
（２）監事　１人以上３人以内
２　理事のうち１人を理事長とし、２人を副理事長とする。

（選任等）
第１４条　理事及び監事は、総会において選任する。
２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第１５条　理事長は、この法人の業務を総理する。

２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３　理事は、この法人を代表し、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

４　監事は、次に掲げる職務を行う。

（１）理事の業務執行の状況を監査すること。

（２）この法人の財産の状況を監査すること。

（３）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

（４）前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

（５）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第１６条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第１７条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第１８条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）職務の遂行に堪えないと認められるとき。

（２）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第１９条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第５章　総会

（種別）

第２０条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第２１条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第２２条　総会は、以下の事項について議決する。

（１）定款の変更

（２）解散

（３）合併

（４）事業計画及び活動予算並びにその変更

（５）事業報告及び活動決算

（６）役員の選任又は解任、職務及び報酬

（７）入会金及び会費の額

（８）借入金（その事業年度内の利益をもって償還する短期借入金を除く。第４９条において同じ。）　その他新たな義務の負担及び権利の放棄

（９）事務局の組織及び運営

（１０）その他運営に関する重要事項

（開催）

第２３条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

（２）正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、招集の請求があったとき。

（３）第１５条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第２４条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から　３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第２５条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第２６条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第２７条　総会における議決事項は、第２４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第２８条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、第２６条、前条第２項、第２９条第１項第２号及び第５０条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第２９条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）正会員の総数及び出席者数（書面又は電磁的方法表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（３）審議事項

（４）議事の経過の概要及び議決の結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が、署名押印しなければならない。

３　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

（２）前号に掲げる事項の提案をした者の氏名又は名称

（３）社員総会の決議があったものとみなされた日

（４）議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　理事会

（構成）

第３０条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第３１条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

（１）総会に付議すべき事項

（２）総会の議決した事項の執行に関する事項
（３）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）
第３２条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１）理事長が必要と認めたとき。
（２）理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
（３）第１５条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）
第３３条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第３４条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）
第３５条　理事会における議決事項は、第３３条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第３６条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、前条第２項及び次条第１項第２号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第３７条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）日時及び場所
（２）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法表決者にあっては、その旨を付記すること。）
（３）審議事項
（４）議事の経過の概要及び議決の結果
（５）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が、署名押印しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）

第３８条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）設立当初の財産目録に記載された資産

（２）入会金及び会費

（３）寄付金品

（４）財産から生じる収益

（５）事業に伴う収益

（６）その他の収益

（資産の区分）

第３９条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。

（資産の管理）

第４０条　この法人の資産は理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

（会計の原則）

第４１条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第４２条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の１種とする。

（事業計画及び活動予算）

第４３条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第４４条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用として講じることができる。

２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第４５条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第４６条　予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第４７条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第４８条　この法人の事業年度は、毎年１０月１日に始まり翌年９月３０日に終わる。

（臨機の措置）
第４９条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併
（定款の変更）
第５０条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）
第５１条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
（１）総会の決議
（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（３）正会員の欠亡
（４）合併
（５）破産手続き開始の決定
（６）所轄庁による設立の認証の取り消し
２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。
３　第１項第２号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
４　この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

（残余財産の帰属）
第５２条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経て選定したものに譲渡するものとする。

（合併）
第５３条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　事務局

（設置等）

第５４条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

３　事務局長及び職員は、理事長が任免する。

４　理事は、事務局長及び職員と兼職することができる。

５　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第１０章　公告の方法

（公告の方法）

第５５条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報等に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第１１章　雑則

（細則）

第５６条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

１　この定款は、この法人の成立日（平成２４年１２月５日）から施行する。

２　この法人の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	藤﨑　昇
副理事長	三浦　妃己郎
副理事長	水町　丈雄
監事	柳田　国男

３　この法人の入会金および会費は、次に掲げる額とする。

	入会金	年会費	議決権
（１）正会員	無し	５，０００円	有り
（２）賛助会員	無し	３，０００円/口	無し

４　平成２９年１１月２５日変更。
平成３０年(2018)１２月１日変更。